

道路・水路占用料金表

占用物件		単位	占用料（円）	
電柱	電柱	1本につき1年	880	
	電話柱		380	
	その他の柱類		38	
工作物	変圧塔	1個につき1年	760	
	公衆電話所		760	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320	
	路上に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	370	
	地下に設ける変圧器		230	
	その他のもの		760	
広告	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960
		その他のもの		480
	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	96
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960
地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	16	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		34	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		45	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		68	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		91	

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		160	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		230	
	外径が1メートル以上のもの		450	
道路覆施設	歩廊、日覆その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760	
売出施設	露店	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	占用面積1平方メートル	96
	切符売場		につき1月	96
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10
		その他のもの	1本につき1月	96
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96
	一般占用	板囲・足場		占用面積1平方メートル
材料置場		につき1月	96	
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4	
地下に設ける電線その他の線類			2	
標識		1本につき1年	610	
法敷占用その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	150	

備考

- 1 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 2 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 3 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 4 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 5 算定した占用料の額が10円未満であるとき、又はその額に10円未満の端数があるときは、それぞれ10円に切り上げるものとする。
- 6 占用の期間が1月未満のものに係る占用料の額は、この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

道路占用料減免額表

種別	類別	区分	減免率
広告	アーチ	長さ6メートル以上のもの	なし (基準額どおり)
		長さ6メートル未満のもの 商店会等の施設で市長の認めるもの。ただし、市において承認した商店会名等以外の商業広告を添架したものを除く。	基準額の2割減 以内 全額免除
	装飾灯	上記に同じ	
道路覆施設	歩廊	公共歩廊	全額免除
一般占用	法敷占用その他もの	通路で延長2メートル以下のもの又は面積2平方メートル以下のもの	全額免除